■質問及び回答

| 番号 | 頁 | 項目 | 質問 | 回答 | |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| １ | 要項  P11 | 第2　事業条件  １．共通事項 | 「（２）事業実施のために必要となる手続き及び関係機関との協議は、全て事業予定者の責任で行って下さい」について、関係機関との協議は本提案の前に実施するものか、事業予定者に採択された後に実施するものか、どちらでしょうか。 | 本府が事業実施のための関係機関との協議の時期を指定しませんので、提案に当たって提案される事業者が必要と判断されるのであれば事前相談等を行ってください。 |
| ２ | 要項  P11 | 第2　事業条件  ２．土地及び水面の利用に関する条件 | 「（１）～。また、既に他者が水面を占有している場合は、その範囲も含めた占有幅が河川幅の４分の１以内になるようにしなければなりません。～」について、水面を占有している他者がいない状態で対象水面の引き渡しが成されない理由をご教示ください。  また、現在および過去において他者が水面を占有している事例等はございますでしょうか。 | 流水面における利用可能区域は、募集要項別紙１図１区域図で示す安治川の左岸側の範囲内で、河川幅の４分の１以内の範囲とします（ただし、事業区域（陸地）と連続する設定としてください）。また、既に左岸側で他者が水面を占用している場合は、その範囲も含めた占用幅が河川幅の4分の1以内になるようにしなければなりません。  募集要項別紙１図１に示す河川幅員1/4以内の範囲の流水面のうち、現在、占用許可をしている区域は、回答２別紙に示す端建蔵橋の架替工事で、その許可期間は令和７年３月31日までとなっています。  　また、今後は、府が整備する船着場について、府が占用許可を受ける予定です。  上記以外では、本事業の事業予定者が水面を占用する以外に占用許可の予定はありません。 | |
| ３ | 要項  P11 | 第2　事業条件  ２．土地及び水面の利用に関する条件 | 「（５）防潮堤及び耐震護岸等の河川施設は、移設、撤去、加工等、いかなる変更もできません」について、防潮堤の剝き出しのコンクリートを、安全対策等を理由として覆う等の対応も不可ということになりますでしょうか。 | 募集要項に記載のとおり、防潮堤及び耐震護岸等の河川施設については、いかなる変更もできませんが、河川施設の機能が維持され、かつ、維持管理（点検、補修等）が可能な範囲であれば、具体的な方法について河川管理者との協議により対応することは可能です。 |
| ４ | 要項  P14 | 第2　事業条件  ４．その他の施設の整備等に関する条件 | 「（４）船上食事施設等、水上を活用して施設を設置する場合は、治水上支障のない範囲とし、河川管理者及び港湾管理者との事前協議を行ってください。また、船舶安全法等について、近畿運輸局等の関係機関との協議を行う必要があります。また、建築基準法の適用を受ける場合がありますので、ご留意ください。」について、関係者・関係機関との協議は本提案の前に実施するものか、事業予定者に採択された後に実施するものか、どちらでしょうか。 | 本府が事業実施のための関係機関との協議の時期を指定しませんので、提案に当たって提案される事業者が必要と判断されるのであれば事前相談等を行ってください |
| ５ | 要項  P18 | 第３　応募条件・応募方法  １．応募者の構成等 | 「（１）～、複数の法人によって構成される連合体～」について、複数の法人が出資し新会社を設立する義務はない、という理解でよろしいでしょうか。また、複数の法人が契約によって役割等を定めることをもって連合体と称することが可能、という理解でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| ６ | 基本協定書 | 維持管理協定の締結  第１１条 | 「公設船着場に係る維持管理協定書」をご開示ください。 | 「公設船着場に係る維持管理協定書」（回答６別紙）を公開します。 |
| ７ | 要項  P13 | 第2　事業条件  3.建築物等の施設の整備等に関する条件 | （５）荷重制限について  安治川沿いの防潮堤及び耐震護岸等影響範囲の上載荷重は１ｔ／㎡未満であり、原則は直接荷重をかけてはならないとなっています。  安治川沿いの防潮堤及び耐震護岸等影響範囲以外の荷重の制限についてはどのようになりますでしょうか。  また、添付資料（別紙１　図２）の現況平面図では、防潮堤及び耐震護岸等影響範囲とそれ以外の範囲が判りづらいため色付け図示等していただけると有難く存じます。 | 安治川沿いの防潮堤及び耐震護岸等影響範囲（１ｔ／㎡未満の範囲）以外については、特に河川管理上の荷重制限は設定していませんが、極端に大きな荷重がかかるなど、建築物の整備等により周辺に影響を及ぼす恐れがある場合は、募集要項第２　２．（８）、３．（５）（６）に示すとおり、河川管理者と協議のうえ、事業者で適切に対策を実施してください。  　また、防潮堤及び耐震護岸等影響範囲については、回答７別紙を参考としてください。 |
| ８ | 要項  P15 | 第2　事業条件  5. 施設等の管理運営に関する条件  （4） | （4）~事業予定者は、舟運事業者等から管理運営協力金を徴収し、船着場等の維持管理に充当することができます。なお、管理運営協力金の金額については、公共船着場使用のしおり（別紙６）に定める 金額を上限とします。  上記について、「管理運営協力金は拘束力のある対価として、利用者に対して請求できるもの」との理解で良いでしょうか。  また、公共船着場として、徴収にあたって行政からの協力が得られるとの理解で良いでしょうか。 | 管理運営協力金は、船着場を使用する者の協力により船着場等の維持管理等の費用を賄う制度です。  　また、管理運営協力金に関する一切の手続きは事業予定者において行っていただくことになりますが、この制度の趣旨を説明するなどの協力は可能です。 |
| 10 | 要項  P13 | 第2　事業条件  ３．建築物等の施設の整備等に関する条件  （８） | （８）河川管理施設の維持管理（点検、補修等）の視点から、管理用車両（軽自動車）が通行でき、乗員が乗り降りできる通路幅（防潮堤等河川管理施設から３m 程度）を確保し、原則として通行可能な状態としてください。  上記について、防潮堤が複数段になっている箇所が現地説明会にて見受けられましたが、３mの起点はどこからになりますでしょうか。 | 管理用車両の通路幅の確保にあたり、防潮堤に小段のある個所については、地面の高さで確保する（小段の高さで確保しない）場合は小段の壁面から、小段の高さで確保する場合は防潮堤の壁面から、それぞれ３ｍを確保してください（回答10別紙参照）。 |
| 11 | 要項  P24 | 第3　応募条件・応募方法４．応募書類 | （１）  １．法人ではなく、個人での応募は可能でしょうか。  ２．法人で応募する場合、赤字の法人でも可能でしょうか。  ３．新規設立した法人でも応募可能でしょうか。  ４．３の場合、応募書類の直近３事業年度分の決算書、納税証明書はどのような取扱いになりますでしょうか。 | １．応募は法人が対象となっております。  ２．可能です。  ３．可能です。  ４．新規に設立した法人のため納税証明書が発行されない等の場合は、提出できない応募書類の種類（書類名称）、事業年度、理由を記載した理由書（様式自由）を応募提案の受付時に提出してください。 |
| 12 | － | その他 | 今回の質疑回答に対する再質疑の機会を設けて頂くことは可能でしょうか。 | 質問事項が多く寄せられたことなどから、質問の受付期間を２月17日（金）17時まで延長します。 |